


仕 様 書

	仕様書番号	53
件名 170号浴場ろ過機修理	作成年月日	令和3年12月16日
	所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
	作成者	防衛技官 近藤 真也 

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「170号浴場ろ過機修理」に適用する。

2 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 概要

170号浴場ろ過機用へヤーキヤッチャー取替

4 濾過機のメーカー・型式及び取替部品・規格・数量は、下表のとおり。

(1) 機器諸元

品名	メーカー	型式
ろ過機	日機装エイコー	SFF-09AUTO-SP

(2) 交換品

品名	型式	数量
へヤーキヤッチャー	10K SUS製 80A×65A	1

5 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書の他、その他関係諸法規を厳守し実施するものとする。
- (2) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (3) 施設等には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
場合には監督官に写真、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し作業前・中(各工程毎)・後及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番)に整理のうえ1部を監督官に提出する。なおネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず駐屯地側の電気、水を使用せざるを得ない場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用する事ができるが使用に要した費用については、請負業者の負担とする。
- (7) 本役務で発生した発生材のうち金属類は、発生材調書を作成し監督官に1部提出した後監督官が指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分する。

6 特記事項

- (1) 請負業者は、本業務に伴う作業工程表を作成し、監督官の承認を受けた後、取替を実施する。
- (2) ヘヤーキヤッチャーに付属するドレン配管（20A約2.5m）を取り替えるものとする。
- (3) 本業務で実施する試運転は、それぞれ監督官が立会するものとする。
- (4) ヘヤーキヤッチャー取替の実施要領
 - ア 監督官指示のもとろ過機電源の遮断および各種バルブ操作を実施する。
 - イ ヘヤーキヤッチャーをフレンジから取り外す。ディスクサンダー等を使用しフレンジ面を、研磨する。
 - ウ 交換するヘヤーキヤッチャーおよびパッキンを取り付ける。
 - エ 監督官指示のもとろ過機の電源を入れ各種バルブを元に戻し、各種試験及び試運転を実施する。
 - オ 最後に取り付けた箇所の水漏れが無いか確認し、ボルトの増し締めを実施する。

